

澁川市除染実施計画
< 第 2 版 >

平成 25 年 3 月

澁川市

澁川市除染実施計画

〈第2版〉

目次

1. 除染等の措置等の実施に関する方針	1
2. 除染実施計画の対象となる区域	2
3. 除染等の措置等の実施者及び当該実施者が除染等の措置等を実施する区域	3
4. 除染等の措置等の実施者が除染等の措置等を実施する区域内の土地の利用 上の区分等に応じて講ずべき土壤等の除染等の措置.....	4
5. 土壤等の除染等の措置の着手予定時期及び完了予定時期.....	6
6. 除去土壤及び除染に伴い発生した廃棄物の収集、運搬、保管及び処分に関 する事項.....	7
7. その他の事項.....	8

1. 除染等の措置等の実施に関する方針

当市は、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射能漏れによる汚染を除去する等の、環境の回復（除染）に取り組んでまいります。当市では、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（以下「特措法」という。）に基づき除染に取り組み、長期的に追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下になることを目指します。

なお、除染の効果や進捗を踏まえ、本計画の内容や期間について、見直しを行うこととします。

2. 除染実施計画の対象となる区域

市が主体となって平成23年10月から12月にかけて実施した市内公共施設等の空間線量率の調査結果に基づき、平均が毎時0.23マイクロシーベルト以上であることが想定された以下の区域を24年10月から25年1月にかけて再度調査した結果、平均が毎時0.23マイクロシーベルト以上であることが確認された区域を除染が必要な区域として本計画の対象区域とします。

区域		空間線量率の 範囲 (μ Sv/h)	平均空間線量率 (μ Sv/h)	除染実施計画 の対象となる 区域
小 野 上 地 区	四方木	0.22~0.31	<u>0.25</u>	○
	藤田	0.19~0.33	<u>0.25</u>	○
	八木沢清水	0.22~0.30	<u>0.27</u>	○
	大ヶ谷戸	0.18~0.23	0.21	
	平沢	0.19~0.20	0.20	
子 持 地 区	仙石	0.25~0.29	<u>0.27</u>	○
	加生	0.14~0.27	0.21	
	大野	0.13~0.28	0.20	
	子持	0.13~0.26	0.19	
	横堀	横堀運動広場	0.16~0.20	0.18
渋川下新田線		0.12~0.17	0.15	

※測定器：日立アロカメディカル（TCS-172B）

3. 除染等の措置等の実施者及び当該実施者が除染等の措置等を実施する区域

除染は、2. に示す除染実施計画の対象となる区域内の以下の除染対象ごとに、以下の実施者が行うものとします。

除染対象	実施者
公共施設	渋川市
市道（側溝含む）	渋川市
民有地（住宅）	渋川市・所有者 ※1 ※2
民有地（森林・農地・牧草地）	渋川市・所有者 ※1

※1 所有者の同意を得た上で、市が除染を実施します。なお、その場合、清掃等の簡易的な除染については、所有者等のご協力をいただくことになります。

※2 自治会による除染活動に対して、市が線量低減化地域活動支援事業により支援します。

【線量低減化地域活動支援事業の内容】

●支給する物

*ビニール袋又は土嚢袋・ブルーシート・軍手・マスク

●貸出す物

*スコップ・ツルハシ・カマ・デッキブラシ・高圧洗浄機・コードリール・放射線量測定器

4. 除染等の措置等の実施者が除染等の措置等を実施する区域内の土地の利用上の区分等に応じて講ずべき土壤等の除染等の措置

除染実施区域内で除染を行う際には、除染関係ガイドライン（平成 23 年 12 月 第 1 版）及びこれを踏まえて策定された環境省が定める放射線量低減対策特別緊急事業費補助金交付要綱（平成 23 年 12 月 22 日付環水大総発第 111222001 号。平成 24 年 12 月 1 日改定。）の内容に則って除染を行います（除染対象と主な除染措置の内容は下表のとおり）。

除染対象	内 容（下記から必要な措置を選択します）
公共施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 雨樋等の清掃、洗浄、汚泥の除去 ○ 側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去 ○ 枝葉の剪定 ○ 落葉の除去、除草
市道（側溝含む）	<ul style="list-style-type: none"> ○ （路面）散水車及び清掃車によるブラッシング ○ （路面）手作業によるブラシ洗浄 ○ （路面）歩道洗浄、除草 ○ （側溝）泥等の掻き出し、除草 ○ （法面）除草
民有地（住宅）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 壁面等の清掃、拭き取り ○ 雨樋等の清掃、洗浄、汚泥の除去等 ○ 側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去 ○ 枝葉の剪定 ○ 落葉の除去、除草
生活圏隣接の森林	<ul style="list-style-type: none"> ○ 枝葉の剪定、枝打ち ○ 落葉除去、除草等
農地（以下に掲げるものを除く。）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 深耕プラウ等による鋤込み ○ 土面の踏圧、砕土、均平化 ○ 肥料、有機質資材、土壤改良資材等の散布 ○ 畦畔・農道の除草等 ○ 水路の清掃、汚泥の除去
農地（永年性作物が栽培されている農地に限る。）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 樹皮の洗浄 ○ 枝葉の剪定、摘採後の深刈り、中刈り、台刈り、古い枝葉の除去 ○ 除草等 ○ 水路の清掃、汚泥の除去
牧草地	<ul style="list-style-type: none"> ○ 深耕プラウ等による鋤込み ○ 土面の踏圧、砕土、均平化 ○ 肥料、有機質資材、土壤改良資材等の散布、除去した永年性牧草の播種 ○ 畦畔・農道の除草等 ○ 水路の清掃、汚泥の除去

その際、除染が必要かつ合理的な範囲となるよう、該当敷地内の詳細な放射線マップを作成した上で線量の高いところを中心に、適切なメニューを選択して除染を実施することとします。

また、除染にあたっては、除去土壌等の発生抑制にも配慮します。

なお、除染の実施にあたっては、実施前に空間線量率を測定し、その結果が毎時 0.23 マイクロシーベルト未満であった場合には、当該地点の除染は実施しません。

5. 土壌等の除染等の措置の着手予定時期及び完了予定時期

当市では、長期的に追加被ばく線量が年間 1 ミリシーベルト以下になるように除染をしてまいります。当面、平成 26 年 3 月末までを第 1 期として、下記のスケジュールで除染に取り組めます。個々の施設の除染は、詳細な実施計画を作成し、作業期間を決めた上で除染を行います。

なお、平成 26 年 3 月の前に、除染の進捗状況を確認し、必要な場合は平成 26 年 4 月以降の除染の計画やスケジュールを見直します。

除染対象	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
公共施設			■
市道（側溝を含む）			■
民有地（住宅）		■	■
民有地（森林・農地・牧草地）		■	■

6. 除去土壌及び除染に伴い発生した廃棄物の収集、運搬、保管及び処分に関する事項

民有地及び公共施設等で除去土壌等が発生した場合は、除染対象敷地内において現場保管する。

生活圏隣接の森林で除染により発生した廃棄物は、除染を実施した敷地内で生活圏から離れた場所に現場保管する。

保管を行う場合は、「除染関係ガイドライン」に基づいて、それぞれの除染実施主体ごとに管理内容（保管方法、場所、量など）の記録をします。

7. その他の事項

- (1) 特措法における基本的な考え方を踏まえ、できる限り早急な除染を実施していく中で、除染の進捗状況や除染方法の技術開発、国や県の方針等により、適宜、計画期間の見直しを行っていきます。
- (2) 除染実施計画は、策定、計画内容、計画期間の見直しに伴い、都度、公表していきます。
- (3) 公共施設等については、除染後も定期的に空間線量率を測定します。
- (4) 空間線量率の測定結果、及び、除染の実施状況や除染による効果については、広報誌やホームページ等で随時公表します。

以 上